平成25年２月20日　開会
平成25年２月20日　閉会

佐賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

佐賀県後期高齢者医療広域連合議会事務局

目　　次

２月定例会会期及び議事日程 …… 2
２月定例会付議事件 …… 3

△　２月20日（水）
出欠議員氏名 …… 5
地方自治法第121条による出席者 …… 5
開　　会 …… 6
議席の指定 …… 6
副議長選挙 …… 6
白武　悟副議長（就任あいさつ） …… 6
会期の決定 …… 6
議事日程 …… 6
諸報告 …… 6
会議録署名議員の指名 …… 7
議会運営委員会委員の補欠選任 …… 7
議案上程 …… 7
提案理由説明 …… 7
横尾俊彦広域連合長 …… 7
議案に対する質疑 …… 8
福田清道議員 …… 8
古川俊彦業務課長 …… 9
福田清道議員 …… 10
古川俊彦業務課長 …… 10
福田清道議員 …… 10
古川俊彦業務課長 …… 10
広域連合一般に対する質問 …… 11
福田清道議員 …… 11
古川俊彦業務課長 …… 11
福田清道議員 …… 12
山本義昭議長 …… 12
福田清道議員(続き) …… 12
古川俊彦業務課長 …… 12
福田清道議員 …… 12
古川俊彦業務課長 …… 12
福田清道議員 …… 12
古川俊彦業務課長 …… 13
福田清道議員 …… 13
横尾俊彦広域連合長 …… 13
福田清道議員 …… 13
討　　論 …… 13
福田清道議員 …… 14
採　　決 …… 14
追加議案付議・提案理由説明・議案に対する質疑・委員会付託・討論 …… 15
採　　決 …… 15
議決事件の字句及び数字等の整理 …… 15
閉　　会 …… 15

（資料）
議席表(「議席の指定」の際配布) …… 18
議案質疑項目表 …… 19
一般質問項目表 …… 20

2　月　定　例　会

◎　会　期　　1日間

議　事　日　程

日次	月　日	曜	議　事　要　項
1	2月20日	水	午前10時開会 議席の指定 副議長選挙 会期の決定 諸報告 会議録署名議員の指名 議会運営委員会委員の補欠選任 提出議案上程 提案理由説明 議案に対する質疑 広域連合一般に対する質問 討　論 採　決 閉　会

◎　２月定例会付議事件

△　広域連合長提出議案

第１号議案　　佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例

第２号議案　　平成25年度佐賀県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

第３号議案　　平成25年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

第４号議案　　平成24年度佐賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第２号）

第５号議案　　平成24年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

第６号議案　　佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

△　議員提出議案

議員提出議案第１号　　佐賀県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則

議員提出議案第２号　　佐賀県後期高齢者医療広域連合証人等の実費弁償に関する条例

△　選挙・選任等

佐賀県後期高齢者医療広域連合議会副議長の選挙について

議会運営委員会委員の補欠選任について

議決事件の字句及び数字等の整理について

平成25年２月20日（水）

平成25年２月20日（水）　　午前10時　　開会

出　席　議　員

１．末　次　利　男	２．久　原　久　男	３．白　武　　悟
４．西　原　好　文	５．松　﨑　直　文	６．松　尾　文　則
７．友　田　国　弘	８．古　賀　　通	９．大　川　隆　城
10．後　藤　信　八	11．大　隈　正　道	12．福　田　清　道
13．神　近　勝　彦	14．堤　　克　彦	15．角　田　一　美
16．牟　田　勝　浩	17．内　山　泰　宏	18．山　本　茂　雄
19．森　山　　林	20．青　木　　茂	21．平　原　嘉　徳
22．山　本　義　昭		

地方自治法第121条による出席者

広域連合長	横　尾　俊　彦	副広域連合長	秀　島　敏　行
副広域連合長	田　中　源　一	監査委員	松　尾　隼　雄
会計管理者	岸　川　正　範	事務局長	江　副　元　喜
副事務局長兼総務課長	内　田　幸　男	業務課長	古　川　俊　彦

◎　開　　会

○山本義昭議長

おはようございます。これより佐賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

◎　議席の指定

○山本義昭議長

日程により、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第４条第２項の規定により、お手元に配付しております議席表のとおり、それぞれ指定をいたします。

◎　副議長選挙

○山本義昭議長

次に、日程により、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第２項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選と決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、指名いたします。

佐賀県後期高齢者医療広域連合議会副議長に、白武悟議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました白武悟議員を、佐賀県後期高齢者医療広域連合議会副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました白武悟議員が、佐賀県後期高齢者医療広域連合議会副議長に当選されました。

当選人に対して、本席から会議規則第32条第２項の規定により告知いたします。

〔当選告知〕

それでは、白武副議長、登壇の上、就任のごあいさつをお願いいたします。

○白武　悟副議長

一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま推薦をいただきました白石町議会議長の白武悟でございます。副議長に選ばれましたことは身に余る光栄に存じますけれども、その責任の重大さを痛感している次第でございます。浅学非才の身ではありますが、議長を補佐し、議会の円滑な運営ができるよう全力を尽くす所存でございます。

皆様方の御支援、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げまして、甚だ簡単でございますけれども、就任の挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

◎　会期の決定

○山本義昭議長

次に、日程により、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日１日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日１日間と決定いたしました。

◎　議事日程

○山本義昭議長

次に、本定例会の議事日程は、お手元に配付しております日程表のとおりといたします。

◎　諸報告

○山本義昭議長

次に、日程により、諸報告をいたします。

報告の内容につきましては、配付いたしております報告第１号のとおりでございます。

報告第１号

諸　　報　　告

○例月出納検査の報告について

平成24年11月28日から平成25年１月31日までに、監査委員より例月出納検査の結果について下記のとおり報告された。

その内容は、それぞれ議員各位にその（写）を送付したとおりである。

記

11月28日　例月出納検査結果報告について
（一般会計・特別会計等の平成24年度10月分）

12月28日　例月出納検査結果報告について
（一般会計・特別会計等の平成24年度11月分）

１月31日　例月出納検査結果報告について
（一般会計・特別会計等の平成24年度12月分）

◎　会議録署名議員の指名

○山本義昭議長

次に、日程により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において友田議員及び古賀議員を指名いたします。

◎　議会運営委員会委員の補欠選任

○山本義昭議長

次に、日程により、議会運営委員会委員の補欠選任を行います。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の補欠選任につきましては、委員会条例第３条第１項の規定により、青木茂議員を指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、指名いたしましたとおり、青木議員を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

◎　議案上程

○山本義昭議長

次に、日程により、第１号議案　佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例、第２号議案　平成25年度佐賀県後期高齢者医療広域連合一般会計予算、第３号議案　平成25年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算、第４号議案　平成24年度佐賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第２号）、第５号議案　平成24年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）、第６号議案　佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、以上の６件を一括して議題といたします。

◎　提案理由説明

○山本義昭議長

議案の朗読はこれを省略し、直ちに上程諸議案に対する提案理由の説明を求めます。

○横尾俊彦広域連合長

おはようございます。本日、平成25年２月佐賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会に当たり、今議会に提案しております諸議案につきまして順次御説明をさせていただきますが、まずは後期高齢者医療制度に係る議論等の現状について報告をさせていただきます。

本制度につきましては、これまでもその改廃等について様々な議論がなされてきたところでありますが、現在は、昨年８月に成立しました社会保障制度改革推進法に基づいて設置されました「社会保障制度改革国民会議」が、昨年11月末の初会合以来、これまで４回の会議が開催されるとともに、並行いたしまして自民・公明・民主３党による実務者協議も断続的に行われているところでございます。

また、私が全国後期高齢者医療広域連合協議会の代表として参画しております社会保障審議会・医療保険部会におきましても、今後は「社会保障制度改革国民会議」を踏まえた議論が継続されるものと考えております。

このような議論を経て、これからの高齢者医療制度の在り方や方向性が示されるものと思われますが、現在の運営主体であります広域連合といたしましても、その議論を注視していくとともに、これまで同様、全国協議会等を通じて現場の声を届けていく必要があると強く感じているところであります。

後期高齢者医療制度につきましては、平成20年４月の発足から間もなく５年が経過するところでありますが、高齢者の方々が安心して医療が受け

られるよう、国に対しても積極的な提案等を行いながら、また県内全市町と一致協力の上、広域連合の円滑な運営にあたる所存でございますので、今後とも議員各位の御支援を賜りますよう改めてお願い申し上げます。

それでは、提案議案につきまして御説明申し上げます。

初めに、第１号議案の佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例についてでございます。

臨時特例基金は、低所得者及び被扶養者であった被保険者の保険料軽減などのため、国からの交付金を一旦基金に積み立て、翌年度に取り崩して活用するものでございます。

今回、国の補正予算において、平成25年度の保険料軽減などに充てる交付金が計上されていますことから、本広域連合としても、来年度も保険料軽減等を継続して実施するため、その基金の設置に関して規定しています条例の失効日を１年延長するものでございます。

次に、第２号議案の平成25年度佐賀県後期高齢者医療広域連合一般会計予算でございます。

本広域連合事務局の総務・議会費等、管理運営に係る所要の経費といたしまして、歳入歳出予算それぞれ前年度当初予算と比較して343万9,000円、率にして約1.8％減の１億9,160万9,000円を計上しております。

次に、第３号議案の平成25年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算でございます。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ1,185億7,981万4,000円で、前年度当初予算と比較して21億9,111万6,000円、約1.9％の増となっております。

その費用の大部分を占めます医療給付費につきましては、平均被保険者数は、平成24年度当初と比較して0.88％増の約11万8,000人を見込み、１人当たり給付費は約99万4,000円、平成24年度当初と比較して1.33％の伸びを見込んでおります。

このことにより、医療給付費総額は、平成24年度当初と比較して2.22％の増、1,171億2,717万2,000円の費用を見込み、また、その主要な財源として、市町支出金、国・県支出金、支払基金交付金、臨時特例基金繰入金等の所要額を計上しております。

次に、第４号議案の平成24年度佐賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第２号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、執行見込みによりまして、予備費を902万円減額し、それに伴いまして市町共通経費負担金の減額を図るものでございます。

次に、第５号議案の平成24年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）であります。

補正の額は、歳入歳出それぞれ13億3,065万円を減額し、補正後はそれぞれ1,156億3,019万9,000円としております。

その補正の主なものは、執行見込みによる保険給付費の減額が約16億円、総務費の歳出決算見込みによる減額が約１億円、条例議案に関します臨時特例基金積立金としまして約７億5,000万円の増、保険給付費の財源調整のための予備費の減額が約４億円となっております。

最後に、第６号議案の佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてでございます。

これは、平成25年３月31日をもって神埼地区消防事務組合が解散することにより、佐賀県市町総合事務組合規約の一部を変更することについて、関係自治体の議会の議決を要するものでございます。

以上、今回提案いたしました議案につきまして御説明申し上げました。

どうぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○山本義昭議長

以上で提案理由説明は終わりました。

◎議案に対する質疑

○山本義昭議長

これより、議案に対する質疑を開始いたします。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

○福田清道議員

皆さんおはようございます。

まず、第３号議案について質問をいたしたいと思います。

歳出から行きますけれども、第２款の保険給付費、１項の療養諸費についてでございますが、この主な疾病や病気――疾病、病気同じですけれども、どんな種類があるのか、質問をいたします。

次に、１目の療養給付費の1,158億4,204万7,000円、この給付の内訳ですけれども、これもどういうものがあるのか。これは広域連合では多分わからないかもわかりませんけれども、質問いたしますが、わかれば答弁していただきたいと思います。

今、国は入院よりも在宅療養というものを推進しておりますけれども、これに基づいて都道府県も医療計画をつくらなければならないというふうにされておりますが、佐賀県においてもそのような方向でどのような状況にあるのかを、わかれば御答弁いただきたいと思います。

次に、歳入でございます。

歳入については、１款の市町支出金について、その中の２目保険料等負担金についてであります。

75歳以上の皆さんは、年金収入の方がほとんどでございますが、この所得階層区分において、どの階層が一番保険料を担っておられるのか、いわゆるどの所得層が一番多いのかということですけども、これわかれば御答弁いただきたいと思います。

そしてまた、全国平均で佐賀県の保険料はどの程度に位置しているのかを質問いたしたいと思います。

以上、質問いたします。

○古川俊彦業務課長

第３号議案の歳出に関する御質疑からお答えいたします。

平成25年度の療養給付費1,158億円については、後期高齢者医療広域連合独自の疾病分析を基礎とした算定ではございませんが、療養給付費の予算額の算定のもととなる考え方についてお答えいたします。

まずは、佐賀県における医療費の現状には特徴的な事項があると認識しております。

１点目として、県全体での１人当たり医療費は平成20年度32万5,800円で、全国８位となっており、最も低い千葉県に比べ1.4倍となっています。

２点目として、全国平均と比べると約５年早く高齢化が進行しており、後期高齢者医療費が県全体の総医療費に占める割合は37.1％と、全国平均と比べて4.3ポイント高い状況です。

３点目として、佐賀県は病院病床数が多く、平成20年度で全国７位、また、平成23年度の平均在院日数は47日と、全国平均と比べ15日長く、全国２位です。

４点目として、佐賀県では死因別死亡割合における生活習慣病の割合が約６割と高く、入院と外来を合わせた生活習慣病関連の受診率は、全ての疾患で全国を上回っており、特に高血圧については1.6倍と非常に高い値となっております。

このような佐賀県における医療の特徴を踏まえ、療養給付費の算定を行い、医療給付費を現物給付の入院、入院外、歯科、調剤、訪問看護、現金給付を柔道整復など療養費別に集計した結果として、平成25年度の療養給付費の予算は1,158億円と算定しているところでございます。

また、この算定におきましては、１人当たり療養費の伸び率を対前年度比2.31％増と見込んでおります。

御質問がございました佐賀県の医療計画、現在改定作業をされておりますが、この件に関しましては情報を持ち合わせておりません。

次に、第３号議案、歳入、第１款市町支出金、第１項市町負担金、第２目保険料等負担金、保険料負担金の66億6,598万9,000円についてお答えいたします。

まず、保険料につきましては、広域連合が賦課いたしまして、その徴収を市町が行い、広域連合は負担金として受けております。

御質問にございました保険料の所得階層区分を均等割の軽減割合区分で申し上げますと、まず世帯の総所得が33万円を超えない方は、被保険者全体の約37％を占めており、そのうち９割軽減者が約２万2,100人で18.6％、8.5割軽減者が約２万2,300人で18.7％と見込んでおります。

次に、５割軽減世帯が約3,600人で３％を見込んでおり、また、２割軽減世帯が約8,500人で7.1％を見込んでおりまして、これらを合わせますと、全体の約47％の方が所得区分による均等割の軽減対象となっております。このほかにも、被扶養であった方の９割軽減が約１万9,600人、16.5％を見込んでおります。これらを加えますと、全体の64％の方を均等割、軽減対象者として見込んでいるところでございます。

一方で、軽減対象とならない方が約４万3,000人、被保険者全体の36％を見込んでおります。そのうち、所得が高く、限度額55万円を超えると思われる方は全体の0.7％と見込んでおるところでございます。

次に、これに対応する保険料につきましては、９割軽減に該当する世帯の被保険者の年間保険料額は4,900円でございます。8.5割軽減に該当する世帯の被保険者の年間保険料額は7,400円となります。５割軽減世帯では、例えば、夫の年金収入が192万5,000円の夫の年間保険料額は４万3,600円、国民年金のみの妻の年間保険料額は２万4,700円となり、また、２割軽減世帯では、例えば、夫の年金収入が238万円の夫の年間保険料額は12万1,200円、国民年金のみの妻の年間保険料額は３万9,600円となります。

このようなことから、佐賀県の１人当たり年間保険料額は平均で５万6,467円となっておりまして、全国で見ると21番目、九州管内で２番目となっております。

以上、お答えいたします。

○福田清道議員

答弁どうもありがとうございました。このベッド数が多いというのが７位ということですけれども、これは近くに佐賀大学医学部附属病院、それから久留米大学病院、あるいは九州大学病院、長崎大学病院等、大学病院や大きい総合病院がいっぱいありますので、そういう関係かもわかりませんが、その中で、特に高齢者の病気がですね、血圧が高いという方が結構おられるということなんですけれども、それに基づいたいろんな症状が出てくるわけですけれども、ここら辺の健康相談とか、あるいは健康診査というのは、この予算書の中にもありますけれども、具体的にやるのは市町なんですけれども、その市町において取り組みにかなり差があると思いますが、そこら辺の改善の方法について、広域連合としての情報、あるいはアドバイス等は現実的にはアドバイスできる立場にあるのかどうか、質問いたします。

○古川俊彦業務課長

お答えいたします。

保健指導について、広域連合として市町にアドバイスをする立場にあるかどうかという御質問でございますが、広域連合と連携をしながら市町の保健指導は行っていただきたいと私どもは考えております。また、そうした要請は今後ともしていきたいと考えております。

以上でございます。

○福田清道議員

特に血圧なんか私も少し高いわけですけれども、日ごろの日常生活の問題でありますけれども、この保険料の負担の問題ですが、軽減がない方が４万3,000人、約11万7,000人ぐらいの被保険者がおられますけれども、そのうち36％が軽減がないわけですけれども、こういう方たちの負担感というのが結構あるわけですね。日常的に高齢者の方と話してみてもですね。

そういう面で、この３号議案の中で保険給付が今後２年ごとに保険料が改定されるわけですけれども、この次が来年ですかね、そうすると、見通しとして大体千五、六百人ぐらい毎年高齢者がふえてくるわけですので、今後の見通しとして保険料の引き上げということは当然、私は本当にこれはいかんなと思いますが、引き上げざるを得ないという状況になってくると思いますが、そういう状況、上がる状況にあるのかないのか、あるいは据え置きでできるのかどうか、今の時点で見通しがわかれば答弁いただきたいと思います。

○古川俊彦業務課長

お答えいたします。

今後の見通しとして保険料が引き上げられるものか、据え置きでいけるものかという御質問でございますが、保険料につきましては、２年間の保

険給付費の額の見込みをもとに算定をいたしております。保険給付費につきましては、被保険者の増、それから、１人当たりの医療給付費の増、この２つの要因、主にこの２つの要因によって毎年ふえているところでございます。

１人当たり医療費につきましては、やはり医療の高度化、新薬や高度な医療技術の開発によりまして、毎年上がることが見込まれておりまして、そこから考えますと、保険料は次回どうしても引き上げる方向になってくるかという見通しを持っております。

以上でございます。

○山本義昭議長

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに御質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって議案に対する質疑は終結いたします。

◎　広域連合一般に対する質問

○山本義昭議長

これより広域連合一般に対する質問を開始いたします。

質問の通告がありますので、発言を許可いたします。

○福田清道議員

それでは、一般質問をいたします。

まず第１番目に、保険料の滞納状況と生活実態把握についてということでありますが、長引く不況の中で、高齢者の生活はますます厳しくなってきております。

そういう中で、県内においても保険料滞納が発生しておりますけれども、その発生の主たる理由及び自治体における、この滞納によって差押えというようなことがあっておれば、まずこの状況と差押えがあって法的な回収等になっているということであれば、その状況について質問をいたします。

次に、長期滞納者に対しては、資格証は発行しないという、もうこれは政府の要請がありますので発行しておりませんが、現在、短期保険証が交付されております。県内の短期保険証の発行件数について質問をいたします。

そしてまた、この短期保険証の問題点で言えば、これはやはり保険料の滞納があるから短期保険証になっておるわけですけれども、この滞納されて短期保険証を持っておる方については、いろんな調査の中から受診が非常に抑制されていると。病院に行きたくても実際行っていないと。あるいは保険証をとりに来ていないというのか、保険証をもう期限切れでそのままにしているとかいうようなことが現実的にあっているということでありますので、県内においてもそういう状況があるのかどうか、質問をいたします。

そして、３番目ですけれども、この保険料の減免制度は広域連合持っておりますけれども、実際の活用はどのような状況なのか、いわゆる法定減免以外での減免なんですけれども、この活用について質問をいたします。

以上です。

○古川俊彦業務課長

福田議員の御質問にお答えいたします。

まず、後期高齢者医療制度保険料について御説明いたします。

「高齢者の医療の確保に関する法律」により、保険料の賦課については広域連合で、保険料の徴収については市町で行うよう役割分担がなされております。したがいまして、保険料の滞納整理事務につきましても各市町において行われることとなります。納付が滞っている被保険者につきましては、市町において納付相談の機会を設けることにより、生活実態の状況についての把握を行っているところです。このことにつきましては、県内市町の対応に差異がないよう考慮する必要があることから、広域連合と市町との協議により定めた実施計画やマニュアル等に沿って運用することとしております。

御質問の１点目、滞納事由による差押えでございますが、平成23年度は64件、432万4,000円となっております。

２点目、短期被保険者証でございますが、全国では短期被保険者証の交付を受けられていない事例があるということでございましたが、佐賀県で

はそういったことはございません。納付相談の機会を設けることを目的として短期被保険者証を交付しておりますけれど、予定の期日に市町にお見えにならなかった場合は、郵送によって対応いたしております。

３点目、減免制度についてでございますが、「高齢者の医療の確保に関する法律」により、特別な理由がある者に対し条例で定めるところにより、保険料を減免または徴収を猶予することができるとされております。

当広域連合においても、条例に基づき、災害及び所得の著しい減少による減免及び徴収の猶予についての取扱基準を設けております。被保険者からの申請等があった場合には、その対応を行うことといたしております。

なお、減免の実績といたしましては、平成22年度、災害等で２件、廃業・失業等で２件行っております。平成23年度が災害等で１件、その他１件の実績でございます。

以上でございます。

○福田清道議員

それでは、再質問いたします。

滞納整理については、市町が実質的には担当いたしますけれども、大体滞納の１人当たりの平均額というのは広域連合のほうで把握しておられるのか、わかれば答弁いただきたい、わからなければ、市町が担当ですから、実質的には総額しかわかりませんでしょうけども、そこら辺わかれば答弁いただきたいと思います。

それから、佐賀県においては短期保険証を交付されている方がとりにお見えにならない場合は郵送で対応ということでありますので、保険証が届いていないというところはないというのが考え方でしょうけれども、そこら辺、短期保険証で全国の例では郵送でない自治体もあるそうで、とりに行かなくて滞納していることで気が引けて、とうとう無保険になったというような事例も載っておりました。

そういうことで、佐賀県においては郵送ということでありますので、基本的には全世帯に届いているというふうに思います。

この減免の問題ですけれども、次の減免の件数が非常に少ないわけですけれども、失業が２件というのは非常に少ないなという感じがありますけど、もっと気楽に相談できる窓口になっていないというのが逆に反映しているんじゃなかろうかと思いますが、その点はわかりますか。

○山本義昭議長

福田議員に申し上げます。質問については一問一答になっておりますので、そのようにお願いします。

○福田清道議員（続き）

それでは、全て申しましたけれども、まず、この滞納の問題について、先ほど言いました平均滞納額がわかれば。わからなければわからないということでいいですので、答弁をお願いしたいと思います。

○古川俊彦業務課長

平均滞納額の御質問でございますが、申しわけございません。手元に細かい数字は持ち合わせておりませんが、概略で23年度の滞納繰越額が約2,700万円ほどございまして、滞納者の方の人数が1,183人ございました。ということで、平均で細かな数字は持ち合わせておりません。

以上でございます。

○福田清道議員

全国的な平均は、資料としては約13万円が滞納平均というふうな話であります。

それでは、減免制度について再質問いたしますが、各市町の相談室に来られると思いますけれども、減免制度の徹底というものが、今広域連合と市町との連携の中でどのような状況なのか、質問いたします。

○古川俊彦業務課長

お答えいたします。

減免制度につきましては、市町の担当者会議を毎年４月に行っております。この中で、減免制度の詳細、取扱基準について説明を行い、必要に応じて制度を適切に活用いただくよう説明を行っているところでございます。

以上でございます。

○福田清道議員

それにしても、20市町ありまして、その中で被保険者が11万7,000人前後おられますけど、75歳以上の方でもいろんな、例えば、災害とか、あるいは一家の大黒柱で、まだ現職で働いておられて生活を支えておられるという方がおられるわけですので、そういう中で、失業、あるいは家族の不慮の――例えば、息子さんが失業していて収入がないと。そこの75歳以上の被保険者の方の年金で生活していて、しかも法定減免の対象外で、その方が大変な病気をしたというようなときに、保険料の支払いも非常に困難になるわけですけれども、年金から天引きされますので、実際の受け取り、滞納は発生しませんけれども、そういうときに、この相談なんかが実際市町にはあるとは思うんですけれども、そういう場合の減免というものは対象になるのかどうかですね。本人の年金でその家庭の生活を支えていて、家には子供さんはおって失業者であって収入がないという状況の中で、その被保険者の方が病気をして、そこに物すごくお金が要るというような状況になったときに、減免の対象になるのかどうかですね。

○古川俊彦業務課長

減免基準では、災害もしくは所得の激減、そういったことについて減免の対象と定めておりますので、年金生活者の方で御本人の年金そのものの減少等がなければ、現在のところ減免の対象とは定めておりません。

以上でございます。

○福田清道議員

いや、そこがですね、確かにこの減免規定を読めば、所得の著しい減少という条項がありますが、年金生活者で、例えば、三百五、六十万ぐらいもらっておられる年金生活者の方が、息子さん、あるいは娘さんの収入がないというような失業中、あるいは家庭の事情で、その子供さんのいろんな健康の理由で働けないという家庭があって、その年金だけで収入、その生活を支えておられますけれども、本人が大病になって、やはり入院するわけですけれども、そういうときにですね、今、対象にならないと答弁がありましたが、非常にそこが、まず、この減免のもう１つ改善するところではないかなと私は思うんですけれども、そういう方が結構おられるんですよね。そういう場合の救済措置というのはどのような方法があるのか、連合長わかりますか。

○横尾俊彦広域連合長

回答します。

厳しい経済状況に急に陥った場合、どのような救済の方法があるかという旨のお尋ねだと思いますけれども、基本的には例えば、生活保護、準要保護等の申請ということもありましょうし、また個別の事案等については社会福祉事務所等がございますので、そちらへの御相談、あるいはその辺の窓口がわからない場合は地域の民生委員さんを通じて御相談をいただくということから、行政としての対応ということに結んでいくものだろうというふうに考えています。

また、失業されたお子さんの場合というケースにおきましても、その過去の就業によっては失業保険とかいろんなケースもございますので、個々の事案ごとに対応は異なってくるものと思いますが、基本的には何としても控除的なものをしていくということを旨としてやっていくことが必要だろうと思っています。

○福田清道議員

今後も、この減免規定の中身の改善については、急激な所得の減少という１つの――まあ、それはそれとして、やはり被保険者の生活実態の中で、そういう一定以上の年金をもらっている方でも急激な生活の激変に見舞われるときがあるわけですので、しゃくし定規に考えずに、もうちょっと減免規定の見直しも改善する必要があるんじゃなかろうかということを私は指摘しておきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○山本義昭議長

以上で通告による質問は終わりました。

これをもって広域連合一般に対する質問は終結いたします。

◎　討　　論

○山本義昭議長

これより、第３号議案　平成25年度佐賀県後期

高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算についての討論に入ります。

なお、討論についての議員の発言時間は10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

○福田清道議員

それでは、第３号議案に対する反対討論を行いたいと思います。

私は、第３号議案に対して、この来年度予算、歳入歳出総額1,185億7,981万4,000円、対前年度比1.9％の伸び、保険給付費は1,177億5,451万6,000円、前年度比25億6,160万3,000円、2.2％の伸びであり、人口では毎年1,500人から1,700人前後でふえていっております。保険料は２年ごとに見直し、ふえることはあっても現状の公費負担割合、特に国の負担割合がふえない限り、この保険料は減ることはないということであります。しかも、この高齢者の方たちの年金は、毎年、減り続けております。高齢者が安心して老後が過ごせなくなってきているのが現実であります。

先日、１月28日に麻生太郎財務相は、社会保障制度改革国民会議の席上におきまして、いわゆる高齢者の終末期において、「さっさと死ねるようにしてもらわないと」というような内容の暴言を吐いております。しかし、これは麻生氏の個人的な失言ではなくて、政府が医療費適正化の方向性を提起しまして、自宅で最期をみとる割合を現在の２割から４割に高める目標を示していることからも、そういうことから出たと。そういうことが根底にあってそういう発言が出たのではないかと言わざるを得ません。

今、長寿を喜ぶということではなくて、喜ぶどころか、長生きは悪いような社会的風潮を、このような発言等については増長しかねないと心配するところであります。

既にこの制度ができて５年間たちました。実態は高齢者が常に保険料の心配をしなければならないような、まさしくこの制度は高齢者に冷たい制度であります。高齢者をお荷物扱いするような政治には未来はありません。私は、この後期高齢者医療制度はきっぱりと廃止をして、医療差別のない制度を今こそ国民協働の力でつくり上げる必要があるということを強く主張いたしまして、反対討論といたします。

○山本義昭議長

以上で討論は終結いたします。

◎　採　　決

○山本義昭議長

これより、第３議案の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案を可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数と認めます。よって、第３号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第１号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員と認めます。よって、第１号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第２号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員と認めます。よって、第２号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第４号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員と認めます。よって、第４号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第５号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員と認めます。よって、第５号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第６号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員と認めます。よって、第６号議案は原案のとおり可決されました。

◎　追加議案付議・提案理由説明・議案に対する質疑・委員会付託・討論

○山本義昭議長

次に、お手元に配付しておりますとおり、松﨑議員外１名提出、末次議員外６名賛成による議員提出議案第１号　佐賀県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則、議員提出議案第２号　佐賀県後期高齢者医療広域連合証人等の実費弁償に関する条例、以上の２件が提出されましたので、日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本案を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。本案は提案理由の説明を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本案は提案理由説明を省略することに決定いたしました。

これより質疑に入ります。御質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑は終結いたします。

お諮りいたします。本案は委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論は終結いたします。

◎　採　　決

○山本義昭議長

これより議員提出議案第１号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議員提出議案第１号は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第２号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議員提出議案第２号は原案のとおり可決されました。

◎　議決事件の字句及び数字等の整理

○山本義昭議長

次に、議決事件の字句及び数字等の整理についてお諮りいたします。

今定例会において、議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を必要とするときは、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

◎　閉　　会

○山本義昭議長

以上をもちまして、議事の全部を終了いたしましたので、会議を閉じます。

佐賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

午前10時58分　閉　会

会議に出席した事務局職員

議会事務局長	碇　雅行
議会事務局副局長	今井　剛
参事	内田幸男
書記	坂井勝己
書記	矢川靖章
書記	日髙泰明
書記	岡本一輝
書記	岸川真紀

地方自治法第123条第２項の規定により、ここに署名する。

平成　　年　　月　　日

佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議長	山　本　　義　昭
佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員	友　田　　国　弘
佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員	古　賀　　通
会議録作成者 佐賀県後期高齢者医療広域連合議会事務局長	碇　　雅　行

議　席　表

（平成25年２月20日）

牟田議員（武雄市）	角田議員（鹿島市）	山本議員（多久市）	内山議員（伊万里市）	青木議員（唐津市）	森山議員（鳥栖市）	山本議員（佐賀市）	平原議員（佐賀市）
16	15	18	17	20	19	22	21
古賀議員（みやき町）	友田議員（玄海町）	後藤議員（基山町）	大川議員（上峰町）	福田議員（神埼市）	大隈議員（吉野ヶ里町）	堤議員（小城市）	神近議員（嬉野市）
8	7	10	9	12	11	14	13
		久原議員（白石町）	末次議員（太良町）	西原議員（江北町）	白武議員（白石町）	松尾議員（有田町）	松崎議員（大町町）
		2	1	4	3	6	5

議 席 の 指 定	久原議員（２番）
	白武議員（３番）
	青木議員（20番）

（資料）議案質疑項目表

○　議　案　質　疑

平成25年２月定例会

質疑順	氏　　名	質　　疑　　事　　項
1	福　田　清　道	第３号議案 平成25年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算 歳出　２款　保険給付費 １項　療養諸費 １目　療養給付費　115,842,047千円 歳入　１款　市町支出金 １項　市町負担金 ２目　保険料等負担金 保険料負担金　6,665,989千円 75歳以上の高齢者の所得階層区分とそれに対応する保険料等について

（資料）一般質問項目表

○　一　般　質　問

平成25年２月定例会

質問順	氏　　名	質問方式	質　　問　　事　　項
1	福　田　清　道	一問一答	保険料滞納状況と生活実態把握について （1）滞納事由による差押えはあるのか。 （2）当該者の医療受診はどうなっているのか。 （3）法定減免以外の減免制度の活用実態は。